

# 司法書士による財産管理業務とは



司法書士は、法令（※）により、皆様の依頼を受けて、財産の管理や処分、事業の経営に関する業務を行うことができます。

皆様の大切な財産の管理や処分、企業の経営のサポートは、プロフェッショナルとして、法令や実務に十分に精通した司法書士に依頼することにより、手間や時間の負担を大幅に軽減できるだけでなく、安心して質の高い手続きを進めることができ、結果として依頼者にとって多くの利益があるものとなるでしょう。

※ 司法書士法29条1号・同法施行規則31条1号

## 遺産の管理・承継

遺産の承継手続きは、戸籍の調査等による相続人の確定、遺産の調査、遺産分割、各財産の名義変更等の手続きなど、多くの煩雑で難しい手続きが必要となります。

また、アパートなどの収益物件等は、手続き中も、家賃の回収などの管理が必要となります。そのほか、相続手続きでは、生命保険金や年金・社会保険の手続きも必要となる場合があります。

司法書士は、これらの複雑な手続きを法律上適正かつ円滑に進めていきます。

## 遺言の執行

司法書士は、遺言を書いた方に遺言で指定されて、または家庭裁判所から選任されて、遺言の執行者（遺言の内容を実現することを任務とする者）となります。

遺言を書いた方の意思を確実に実現するために、遺言執行者は、相続人や関係者と調整しながら、適正に遺言を執行します。

遺言書を作成するときには、司法書士を遺言執行者として指定しておくこと、安心です。



## 財産の処分（売却等）

生活再建のために、オーバーローンの不動産を売却して担保を抹消してもらうときには、金融機関や行政機関との調整などが必要となり、ご自身で行うのはなかなか難しいものです。

司法書士は、このようないわゆる任意売却などにおいても、不動産業者や金融機関、行政機関と連絡調整して、不動産の売却が円滑に進むように皆様のお手伝いをすることができます。

## 企業の経営支援

司法書士は、商業・法人の登記手続きに限らず、企業における様々な法律手続きにおいて、法務顧問として、適切なサポートをしていきます。

コンプライアンスの重要性が増している中、適切な相談・助言を行なえる司法書士が側にいることは、企業にとって、法的なリスクの軽減や経営の安定など、多くのメリットを生みます。

## その他の財産管理業務

このほかにも、司法書士は、成年後見制度に関する業務、相続における相続放棄や限定承認の手続きの支援、アパートなどの収益物件の管理、行方不明者の財産管理、企業の業務執行者（取締役や清算人等）への就任など、財産の管理・処分および事業の経営に関する様々な業務を行うことができます。

こんなことも依頼できるのかな、と思ったら、お気軽に司法書士までお問い合わせください。

■ 司法書士による財産管理業務についてのお問い合わせ・ご相談は、下記までお気軽にご連絡ください。

一般社団法人 日本財産管理協会  
会 員

千葉県松戸市松戸1176-2 KAMEI BLD. 306  
司法書士 高島一寛事務所  
TEL 047-703-3201 FAX 047-703-3202

一般社団法人

日本財産管理協会とは？

事業経営や財産の管理処分に関して優れた知識・技能・職能倫理を有する専門家を養成し、資格を認定する等の活動を行っている、司法書士の有志により設立された団体です。

〒220-0011

神奈川県横浜市西区高島二丁目5番4号  
フレンドシップビル2階

電話： 045(461)0311

FAX： 045(461)2554

HP： <http://www.nichizaikyo.jp/>

## 司法書士による 財産管理業務 のご案内



 一般社団法人 日本財産管理協会